

調整控除

調整控除（合計所得金額2,500万円以下の場合、適用）

1) 課税所得金額が200万円以下の場合、aかbのいずれか少ない額の5%（※1）

a 人的控除額（※2）の差の合計額

b 課税所得金額（※3）

2) 課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

※1 5%（市民税3%、県民税2%）

※2 人的控除とは、基礎控除、扶養控除、障害者控除等の家族構成等にかかる控除。

（ただし、配偶者特別控除の場合、前年の所得額が45万円未満の者に限る。）

人的控除額の差とは、所得税と地方税の控除額の差額。

例) 配偶者控除：所得税38万円、地方税33万円、差額5万円)

※3 課税所得金額＝総所得金額－所得控除金額